

平成 25 年 10 月 1 日

お客さま 各位

岐阜商工信用組合

理事長 中居 和男

国土交通省との「改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業に関するパートナー協定」締結のお知らせ

岐阜商工信用組合（岐阜市今沢町 17）は、平成 25 年 10 月 1 日(火)付けで国土交通省と「改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業に関するパートナー協定」を締結いたしました。

本パートナー協定は、“地域における老朽・低未利用不動産の再生促進”を目的として、「耐震・環境不動産形成促進事業」（注 1）及び「改正不動産特定共同事業法」（注 2）の活用を促進すべく、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構（注 3）と地域金融機関等の中で、密接な協力関係を構築するものです。

本パートナー協定書の主な内容は以下の通りです。

- (1) 国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構と連携し、地域における老朽・低未利用不動産の再生を促進する
- (2) 「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、「ファンドマネージャーの紹介」等を行う
- (3) 協定期間は平成 26 年 3 月 31 日までとし、以後、1 年間毎に協定を更新する

当組合では、お取引先企業等のご相談に対応するため営業推進部経営支援課に相談窓口を設置し、事業の資金の貸し手として、また、事業のコーディネーター役として、地域の不動産の再生に取り組んでまいります。

(注 1)、(注 3) については環境不動産普及促進機構 HP (<http://www.re-seed.or.jp/>) をご参照ください。

(注 2) 不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に配分する事業をいいます。これまでは不動産特定共同事業を行うために許可が必要であったものの、一定の条件を満たした特別目的会社（SPC・特例事業者）については届出を行うことで不動産特定共同事業を実施できるようにすること等の改正が 6 月に行われました（公布より 6 か月以内の施行）

<ご相談窓口> 営業推進部（担当：小見寺）

TEL 058-214-6289

FAX 058-266-8258

平日 AM 9 : 00 ~ PM 5 : 00